

質問事項

・質問事項のお問い合わせは、事務局までお願いします。

TEL 054-254-6303 / FAX 054-254-6294 E-mail bz799820@bz01.plala.or.jp

・11月28日(水)までに上記事務局までFAXまたはEメールにてご回答くださるようお願いいたします。

1. 障害者総合支援法について

私たちは障害者福祉は利用者負担なしで、全国共通の仕組みを作るべきだと考えています。この度、成立した障害者総合支援法には「視聴覚障害者の意思疎通支援事業」が含まれましたが、地域間格差や不十分な予算措置等の問題は依然として残ったままです。障害者総合支援法は施行後3年以内に検討事項と附帯決議の具体化を決めています。

今後の障害者総合支援法の見直しや拡充に対するご見解をお聞かせください。

障害者への支援の取り組みは、財政問題と考えます。これは今日の社会保障の全体の枠で、しっかり位置づけていくことから始めるべきである。

2. 市町村等のコミュニケーション支援事業について

市町村では、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業が必須事業とされていますが、派遣条件(利用条件)が自治体で異なる現状では、身体障害者手帳を持たない聴覚障害者、聴覚に障害のあるものと意思疎通の必要のあるものなど誰でもが自由に利用できる制度には至っておりません。また盲ろう者に対する通訳・介助者の養成、派遣事業が都道府県でも必須化されていません。

同じ国民でありながら、居住する市町村によって受けるコミュニケーション支援の範囲や内容が異なってしまう現状について、どのようなご見解をお持ちですか。

市町村の規模は千差万別で、財政的にも大きな差異があります。市町村行政サービスは、公平、平等が原則ですが、これが現状です。県レベルで平準化できれば良いと思います。

3. 意思疎通支援従事者(手話通訳者等)派遣事業で、派遣の連絡調整業務を遂行するコーディネーターの役割は非常に大きなものがありますが、この設置が義務化されていないこと、専門性の高い意思疎通支援従事者および派遣コーディネーターが市町村、都道府県で身分保障の根幹となる報酬が保障されていない現状をどうお考えですか。

係る事業の重要性をしっかりと、国や自治体が認識し、義務化を図る。

7. 情報・コミュニケーションを保障する法律・制度の必要性について

障害者福祉以外に医療、福祉全般、教育、司法、就労、放送・通信など社会のあらゆる分野で障害者の情報アクセスやコミュニケーションを保障する法制度は、聴覚障害者の生命や社会参加を保障するという重要性にも関わらず、確立していません。聴覚障害者のみならず他の障害者を含めた全国民に必要な仕組みとして情報アクセス・コミュニケーション保障を定めた法律が必要であると考えます。

このことについて、どのようにお考えか見解をお聞かせください。

社会参加をしていく上で、情報アクセス・コミュニケーション保障は、大変重要なことと考えます。

8. その他

障害者施策について、特に取り組みたいとされていることをお聞かせください。

1-マライゼーションやインテグレーションの実現のために、社会全体、地域全体での包括的支援の強化を図る。

ご協力ありがとうございました。

| | | |
|--------------|--------------|---------------|
| 政党名 自由民主党 | 氏名 吉川 たける | 選挙区 静岡県第5区 |
|--------------|--------------|---------------|